

中日ビル「駐車整理票」の払い戻しのお知らせ

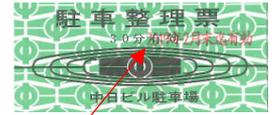
中日ビル「駐車整理票」(駐車回数券)について、中日ビル閉館に伴い、駐車場が平成31年3月20日で閉場しますので、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり払い戻しをいたします。お申し出期間内にお申し出くださいますようお願いいたします。(払い戻しは終了しました)

記

駐車整理票の例



払い戻しの対象



有効期限を過ぎているものは払い戻しの対象外

【1】払い戻し実施者

中部日本ビルディング株式会社

【2】払い戻しとなるもの

「駐車整理票」

※現在発行中のもの以外であっても払い戻しの対象とします。ただし、有効期限が記載されており、その有効期限が払い戻し前のものは、払い戻し対象外となりますので予めご了承ください。

【3】払い戻しのお申し出期間

平成31年3月22日(金)～平成31年7月31日(水)までの
土日祝を除く平日 9:30～17:00まで

(注)お申し出期間内にお申し出をいただかなかった場合、当該払い戻し手続きから除斥されますので、ご注意くださいようお願いいたします。

【4】お申し出の方法

弊社事務

未使用駐車
申込書へ

諸事情に
【5】の連絡

**駐車整理券の払い戻しは
7/31をもって終了しました**

あたり、払戻

は弊社負担)。

【5】連絡先

中部日本ビルディング株式会社 営業部 TEL:052-263-7000

<平成31年3月31日まで>

〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル6階

<平成31年4月1日以降>

〒460-0008 名古屋市中区栄4-14-5 松下中日ビル4階

※4月1日以降事務所は移転しますが電話番号は変わりません。